

平成28年度 第1回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時：平成29年2月22日（水曜日）
午前10時00分～午前11時30分

場 所：市民会館 37号室

出席委員数：17名

傍聴者：1名

議 題

（1）人事案件

- 議題1 副会長の互選
- 議題2 部会所属委員の指名
- 議題3 部会長の互選

（2）報告事項

- 議題1 平成29年度予算案の概要について・・・・・・・・・・資料1
- 議題2 健康都市宣言について・・・・・・・・・・別冊
- 議題3 地域福祉計画の進捗状況について・・・・・・・・・・資料2
- 議題4 国民健康保険制度改革（都道府県化）について・・・・・・・・資料3
- 議題5 乳幼児等医療費助成制度等の医療費助成の拡大について・資料4
- 議題6 介護予防・日常生活支援総合事業について・・・・・・・・資料5
- 議題7 現高齢者総合計画の施設整備状況について・・・・・・・・資料6
- 議題8 次期高齢者総合計画の策定状況について・・・・・・・・資料7
- 議題9 「江別市立保育園の整備と運営等に関する計画」の
進捗状況について・・・・・・・・・・資料8
- 議題10 待機児童解消対策について・・・・・・・・・・資料9

蓮田管理課長

本日は多忙の中、出席いただきありがとうございます。
これより平成28年度第1回「江別市社会福祉審議会」を開催します。
本日は24名の委員中17名の方に参加いただき、江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により委員の過半数が出席しており、本会が有効に成立していることを報告します。

本日の議事に先立ちまして、委員の辞任と後任委員の委嘱について報告します。

まず、平成28年3月31日付けで、副会長であり、児童福祉専門部会の委員をしていた土淵委員が辞任しています。後任として、札幌学院大学より推薦を受けました中田雅美（なかたまさみ）委員が、平成28年4月1日付けで委嘱を受けています。

次に、平成28年3月31日付けで、同じく児童福祉専門部会の委員をしていた加藤委員が辞任しています。後任として、江別市私立幼稚園連合会より推薦を受けました吉田達臣（よしだたつおみ）委員が、平成28年5月16日付けで委嘱を受けています。

最後に、平成28年4月21日付けで、老人福祉専門部会の委員をしていた小笠原委員が辞任しています。後任として、江別市高齢者クラブ連合会より推薦を受けました阿部実（あべみのる）委員が、平成28年5月16日付けで委嘱を受けています。

ここで、恐れ入りますが、中田委員、吉田委員、阿部委員の順に自己紹介をお願いします。なお、吉田委員、阿部委員については本日欠席していますので、了承願います。

中田委員

（自己紹介）

蓮田管理課長

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行については、湯浅会長をお願いします。

湯浅会長

（挨拶）

江別市社会福祉審議会条例第4条第1項に基づき、委員の互選により、副会長を選出することを説明。

副会長の互選について会議に諮った結果、佐藤功委員が副会長に決定。

佐藤委員

（挨拶）

湯浅会長

職務代理者でありました佐藤委員の副会長就任に伴い、後任の職務代理者に山崎委員を指名。

なお、山崎委員は、児童福祉専門部会の部会長も兼務。

湯浅会長

それでは、議題2「部会所属委員の指名」を議題とします。

条例に基づき、中田委員、吉田委員については、児童福祉専門部会の所属、阿部委員については、老人福祉専門部会の所属を指名します。

湯浅会長

それでは、「議題3 部会長の互選」を議題とします。

条例に基づき委員の互選により部会長を選出することを説明。

老人福祉専門部会の部会長は、市川委員に決定。

湯浅会長

さて、以上で全ての人事案件が終了しました。

次の議題に入る前に、本日は傍聴者希望者が1名いらっしゃいます。

江別市社会福祉審議会傍聴要綱第2条の規定に基づき、入室を許可します。事務局、入室させて下さい。

それでは、議題に移ります。本日は、議題が大変多くなっています。会場の利用時間の関係もあることから、事務局の説明、委員の質疑ともに簡潔に行うようお願いします。

議題1「平成29年度予算案の概要について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

真屋部長

それでは、私から、平成29年度予算案の概要について説明します。

資料1をご覧ください。この資料は、2月8日に行われた平成29年度予算についての記者発表資料のうち健康福祉部に関係する部分を抜粋したものです。

資料の1ページをご覧ください。

平成29年度の予算は、江別市の総合計画である「えべつ未来づくりビジョ

ン」に掲げた4つの柱と、基本理念の根幹となる「協働のまちづくり」の考え方を踏まえながら、各政策が進められてまいります。

この基本理念に基づき、健康福祉部は、まちづくり政策の「福祉・保健・医療」の分野と「子育て・教育」の一部を主に担うものです。

健康福祉部分の予算案の主な事業は、資料に記載のとおりですが、新規の事業のみについて説明します。

資料の2ページをご覧ください。

まず、左上の「健康都市宣言普及啓発事業」ですが、「健康都市宣言」を行うことを受けて、記念イベントの開催や普及啓発活動を行う事業です。健康都市宣言については、後ほど議題2で説明します。

続いて資料の3ページをご覧ください。

右側中段の「市民後見推進事業」ですが、認知症や障がい等により判断能力が十分ではない方に対する権利擁護の取組として、成年後見制度に関する相談対応や市民後見人による支援の体制を構築するため、後見実施機関を委託により新規に設置するものです。

続いて資料の4ページをご覧ください。

右下の「子育て情報電子配信事業」ですが、子育て世代の多くが使用しているスマートフォンを活用して、子育て関連の情報を発信するほか、予防接種の記録など母子手帳を補完する機能も合わせ持つものです。

続いて資料の8ページをご覧ください。

この表は、企業会計を除く江別市全体の予算について、28年度と29年度の当初予算案を比較した表で、上半分が市全体、下半分がそのうち健康福祉部関係の予算となっています。

一般会計予算は、江別第一小学校の建設が完了したことなどにより、市全体で5.4%減少しています。健康福祉部分についても、0.1%減少していますが、これは、社会保障費全体では増加傾向が続いているものの、臨時福祉給付金が平成29年度予算の対象とならなかったことから、これによる減少分を含め全体として微減となっているものです。

また、特別会計は国民健康保険を除き、いずれも自然増などにより増加しています。

なお、平成29年度予算については、今後第1回江別市議会定例会に提案し、審議の後、承認をえるものです。

以上です。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(なし)

湯浅会長

それでは、議題2「健康都市宣言について」を議題とします。
事務局から報告をお願いします。

蓮田管理課長

健康都市宣言について、説明します。

健康都市宣言をきっかけに、市民の誰もが元気で健やかに過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりに努めてもらい、えべつ未来づくりビジョンの基本目標「だれもが健康的に安心して暮らせるえべつ」を目指すために、健康都市宣言を策定するものであり、策定にあたっては、えべつ市民健康づくりプラン21の策定に携わった「江別市民健康づくり推進協議会」に協議して頂きました。

また、手元にあります別冊資料につきましては、健康都市宣言は文案だけでなく今後の方向性なども示すため、この資料を作成したものです。前段は「江別市民健康づくり推進協議会で取りまとめられた内容」、後段は「健康都市宣言後における江別市の取組内容等」の2部構成としています。

それでは1ページをお開き願います。

ここには宣言文を、2ページには解説を掲載していますので、ご覧願います。

宣言文の前段では、都市と自然が調和する江別のまちで、元気で健やかに毎日過ごすことは市民の願いであり、この願いをかなえるために健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばすことが必要であることを述べて、健康都市えべつを宣言します。

後段は、市民一人ひとりが取り組むべき、4つの項目を述べています。

続きまして、3ページをお開き願います。「宣言後の取組みの考え方」につい

て記載したものであり、宣言後は、「健康寿命の延伸」に向けて4つの目標を掲げて取り組み、江別市の特性や資源を生かしながら、市民や地域社会、行政が協働・連携を図って、健康寿命を延ばすというイメージです。

続きまして、4ページをお開き願います。「健康寿命の延伸」に向けて、江別市が現在、取り組んでいる内容や事業、その目標値などを掲載した一覧です。

続きまして、5ページ目以降については、協議経過等について記載しており、6ページから10ページにかけてはパブリックコメント市民意見募集結果について、11ページから12ページには協議会の委員から頂いた主な意見について記載しています。

続きまして、13ページから16ページにかけては、地域での取り組みとして、協議会を構成する各団体から寄せられた活動内容です。このような各団体における活動についても今後周知し、参加を促していく予定です。
以上が、えべつ市民健康づくり推進協議会で取りまとめられた内容です。

続きまして、18ページをお開き願います。

これ以降については、健康都市宣言後における江別市の取組内容等を記載したものです。

はじめに、健康寿命の目標値としては、えべつ未来づくりビジョンの最終年度に合わせ平成35年度とし、「男女とも、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」と設定しました。

続きまして、19ページから24ページにかけては、健康寿命の延伸に向かって、江別市が4つの目標を掲げて取り組む6つの項目に合わせて、現在取り組んでいる内容や事業ごとに「指標・目標値」を設定し、その内容を記載しています。

なお、指標については、基本的には、各種計画において指標として用いているものを使用しており、目標年度については、未来づくりビジョンの策定又は改定に合わせることで、平成30年度には、指標等の見直しを図りたいと考えています。

続きまして、25ページをお開き願います。

今、説明しました取組内容は、現在取り組んでいる内容を記載したものであり、宣言後は、市民が健康づくりに取り組むさらなる「きっかけづくり」や「仕

組み・活動づくり」が必要となってきます。

ここには今後、市が取り組んでいくべき方向性を記載しており、現在のところ、具体の事業を入れ込んでいませんが、今後、各部とも連携し、新規・継続も含め健康づくり事業に取り組んでまいります。

資料の最後には、参考資料として、宣言の背景や江別市の現状等を掲載しました。

以上です。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

湯浅会長

市民みんなの願いである健康の問題を自分のこととして関心を持ち、生活の中に取り入れていくということを各機関や団体にも早目に周知すれば、それぞれの団体の事業計画の中でその機関や団体でも特色のある活動に取り組みます。

市民や委員会の意見の中でも具体的なことが提言されていますよね。そういった意見を尊重しないと参加意欲が低下すると思います。真剣味をもって自分の人生をどのようにするかという大前提に立って、あらゆる手段や知恵を結集して進めるようなムードを盛り上げ、必ず点検と評価をして、これから先に活かす。そこまで厳しくやった方が実りのある宣言文として具体化すると思います。

湯浅会長

それでは、議題3「地域福祉計画の進捗状況について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

本多福祉課長

第3期地域福祉計画の進行管理について説明します。

資料の9ページをお開き願います。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて、地域福祉の推進に関して策定しているもので、第3期は計画期間が平成27年度から31年度の5年間です。

第3期の初年度である平成27年度の評価結果について報告するものです。本日の資料は概要部分を抜粋したものです。

10ページから14ページまでは、4つの基本目標毎に取り組みの結果等について記載しています。

また、資料の15ページは、基本施策及び主要施策毎に5段階評価を行った結果について記載しています。

評価方法についてですが、資料に記載はしていませんが主要施策に具体的な施策・事業があり、それらについてそれぞれ5段階で自己評価を行い、その平均を評価点としており、点数が高い方が評価が高いものです。

27年度は、総合評価が3.4、基本施策評価は3.2から3.5の間、主要施策評価は3.0～4.0の間であり、評価点の低かったものを上げていくことが必要と考えています。

なお、28年度以降は計画初年度である27年度を基準として評価を行い、当審議会にご報告して参りたいと考えています。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(なし)

湯浅会長

それでは、議題4「国民健康保険制度改革（都道府県化）について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

田中国保年金課長

続きまして、議題4の国民健康保険制度改革（都道府県化）について、説明します。

資料3、17頁をお開きください。

国保に関する制度改革の背景ですが、近年の医療保険制度改革の経緯としては、平成24年に社会保障制度改革推進法が成立し、医療等の社会保障4分野に係る「改革の基本方針」が規定され、同法を基に設置した社会保障制度改革国民会議における検討・審議を経て、改革に向けた法制上の措置に係る骨子が閣議決定しました。

この骨子に基づき、社会保障制度改革の全体像と進め方を示す社会保障改革

プログラム法が成立・施行し、プログラム法の中で、市町村国保が抱える構造的な課題に対し、財政支援の拡充や都道府県と市町村による運営などといった措置を講ずることと規定したものです。

平成26年度以降、プログラム法の規定に基づいて、社会保障4分野に関する個別法が順次改正しています。

次に、18頁をお開きください。市町村国保に関しては、医療保険制度改革関連法が成立し、国民健康保険法が改正されています。

国保の安定化を図る改正内容は大きく2つあり、1つは国保への財政支援の拡充・財政基盤の強化を図るもので、低所得者対策の強化として保険者支援制度を拡充したほか、市町村の医療費適正化の取り組みを国が補助する保険者努力支援制度を創設するなどの措置が、規定されました。

もう一つは、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針を策定し、市町村が行う事務の効率化、標準化等を推進するものです。

都道府県と市町村が、それぞれ担う主な事務事業を、資料の表に記載しています。

次に19頁をご覧ください。財政運営の仕組みですが、都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決めるほか、市町村ごとの標準保険料率を示し、また、市町村が被保険者の医療に要した保険給付費全額を市町村に支払います。

市町村は都道府県が示した標準保険料率を参考に、被保険者から保険料や税を賦課徴収し、それを財源として国保事業費納付金を都道府県に納めます。

その他、平成30年度からは都道府県にも国保特会が設けられます。

次に資料20頁をお開きください。国保事業費納付金ですが、都道府県は、都道府県全体の医療費や後期高齢者支援金等、介護納付金などの総額から、国からの国庫負担金などの収入を控除した国保事業費納付金必要額を算出します。

この国保事業費納付金必要額を、各市町村の被保険者数と所得水準に応じて按分し、それに市町村の医療費水準を反映させて増減し、各市町村の国保事業費納付金の額を決定します。

また、国保事業費納付金の額を踏まえ、被保険者数や所得水準などを基に、市町村ごとの標準的な水準としての標準保険料率を算定・提示します。

都道府県単位の納付金の算定では、被保険者数に応じた按分の応益割と所得

水準に応じた按分の応能割の割合は、その都道府県の所得水準により決まり、所得水準を反映する係数 β ですが、この所得水準 β が全国平均の1となる都道府県では、応益割と応能割が50：50になります。

都道府県は、医療費水準 α と所得水準 β を納付金の算定に、どの程度反映させるかを調整します。

北海道では、応益割に世帯数に応じた按分を加え、応益割のうち7割を被保険者数に応じて、3割を世帯数に応じて按分します。

また、北海道の所得水準 β は、全国平均1に対して平成28年度では0.877となっており、応益割と応能割は53対47となっています。

続きまして21頁の北海道の国保事業費納付金の仮算定ですが、

北海道では、新制度施行に向け、今後の議論や協議の資料、参考とするため、昨年11月とこの2月に納付金の仮算定を行っています。

仮算定にあたっての北海道の基本的な方針・考え方ですが、将来的に道内の保険料水準の統一を目指すもので、同じ所得なら道内どこに住んでいても同じ保険料を目標とするものです。

この考えを基本としつつ、北海道は所得や医療費水準の市町村間の差が非常に大きく、短期間での統一では保険料が大幅に増加する市町村もあり、これを緩和するため、医療費水準と所得水準の反映係数 $\alpha \cdot \beta$ の値を小さくするなど、の対応を講じています。

β の値を北海道の所得水準0.877から0.75とすることで、応益割と応能割は57：43となっています。

現行保険料との比較による主な増減要因としては、各市町村の医療費水準と所得水準の全道平均との差や、市町村個別に交付している各種交付金が、北海道へ一括交付となり平均化することによる1人当たりの交付額の差となっています。

次に22頁をお開きください。

第2回仮算定の結果ですが、仮算定の設定条件を、資料右上に記載しており、平成27年度決算に基づく現行保険料と、29年度予算要求の段階での数値による試算保険料との比較では、江別市の他84市町村が増加見込、93市町村が減少見込となっています。

設定条件のうち被保険者数は、第2回仮算定では11月までの被保険者の数値を使用していますが、北海道から提供された資料では他市の数値が確認できなかったため、第1回仮算定で公表した4月～8月までの平均の被保険者数を

参考までに載せています。

江別市の1人当たりの保険料は、27年度との比較で、3,498円、3.2%の増となっています。様々な要因の影響による算定数値ですが、主な増減要因としては、資料右下の枠に記載のとおりで、前期高齢者交付金が道へ一括交付となることの影響が大きくなっています。

次に23頁、激変緩和措置と今後のスケジュールをご覧ください。

平成30年度の広域化により、29年度よりも保険料の負担が急激に増加することへの緩和措置として、資料上段に記載があります3つの措置が用意されています。

2の措置では、北海道は保険料の対前年度増加率が5%を超える部分に措置することを基本に検討するとしています。

3について、道では現在のところ約12億円の交付を見込んでいます。

下段の今後の主なスケジュールですが、北海道は3月に国保運営方針のパブリックコメントを行い、その後、北海道の国保運営協議会に諮り、7月には決定・公表する予定となっています。

また、8月には3回目の仮算定を行い、来年の1月上旬には30年度の納付金の額が提示される予定で、市町村はこれを受けて予算編成を行うこととなります。

並行して、北海道は9月に国保条例を制定し、市町村では来年3月に関係条例の改正が予定します。

都道府県、市町村ともに試行錯誤しながら準備を進めているところです。今後も北海道と十分な協議、連携を図りながら進めて参ります。

以上で説明を終わります。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(なし)

湯浅会長

それでは、議題5「乳幼児等医療費の拡大について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

鈴木医療助成課長

乳幼児等医療費助成制度等の医療費助成の拡大について説明します。

資料の24ページをお開きください。

江別市においては、乳幼児等の医療費の一部を保護者に助成することによって医療費の負担の軽減を図り、あわせて乳幼児等の健康増進と健全なる育成を図ることを目的に、北海道との共同事業で乳幼児等医療費助成制度を実施しています。

助成内容は、3歳未満の児童については入院通院問わず初診時一部負担金のみで受診できるほか、経済的負担が大きくなる入院については、非課税世帯だけではなく課税世帯についても、小学校修了まで初診時一部負担金のみで受診できるように江別市が独自に助成の拡大をしているところですが、通院については3歳から小学校就学前までは1割負担となっていました。

この度、保護者の負担軽減を図るため、3歳から小学校入学前の未就学児の通院について、江別市独自の医療費助成の拡大を行います。

拡大内容としましては、3歳から小学校就学前の課税世帯の児童の通院医療費について、平成29年8月より初診時一部負担金のみ拡大するものです。

また、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度においても、同様の拡大を行います。

以上です。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(なし)

湯浅会長

それでは、議題6「介護予防・日常生活支援総合事業について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

渡部地域支援担当参事

介護予防・日常生活支援総合事業の実施について説明します。

資料 25 ページをお開きください。

なお、説明にあたりましては、介護予防・日常生活支援総合事業のことを総合事業と略して説明しますので、了承願います。

1 の制度改正の概要についてですが、介護保険法の改正によりまして、全ての市町村は、平成 29 年 4 月までに総合事業を実施することとなっております。

【制度改正のイメージ】の図をご覧ください。

総合事業実施による改正によりまして、要支援 1・2 の人を対象とした介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、給付事業から分けられ、介護保険制度の中の市町村事業である地域支援事業の訪問サービス・通所サービスとして実施することとなり、併せて、二次予防と一次予防に分かれていた介護予防事業も再編し、二次予防事業のうち一部は見直しの上、訪問・通所サービスに引き継がれ、それ以外は、一般介護予防事業として実施することとなります。

続いて 26 ページ、2 の総合事業の体系についてですが、資料下段の図をご覧ください。

まず、図の真ん中に示す、平成 30 年 3 月までの移行期間においては、現行の予防給付における訪問介護、通所介護の基本的な体系を維持しつつ、総合事業では、1 回あたり単価の設定など利用方法の一部を見直します。

あわせて、図に記載はありませんが、人員や施設などの基準を一部緩和したサービスの試験的導入を考えています。

現行の二次予防事業と一次予防事業につきましては、見直しの上、身体機能の向上を目指す短期集中サービスと主に介護予防の主旨普及や介護予防のための活動を推進することを目的とした一般介護予防事業に再編します。

図の右側、平成 30 年 4 月以降は、介護保険法の理念でもある介護予防や自立支援の考え方をより重視し、サービスの内容や提供時間に応じた体系に整理したいと考えていますが、本格実施後のサービスの詳細については、移行期間における、1 回あたり単価区分や、基準緩和サービスの試験的導入の状況なども検証しながら、詰めてまいりたいと考えています。

続いて、27 ページをお開きください。

3 要支援認定者の移行のうち（1）移行スケジュールですが、円滑な制度移行のために、段階的な移行を考えています。

ページ中ほどの図をご覧ください。

既に要支援認定を受けている利用者は、事業開始日である平成29年4月以降に、認定有効期間が満了となり更新により新たな認定期間を得た方から、月ごとに順次、介護予防給付から総合事業に移行することとし、平成30年4月からは全ての対象者が移行することとなります。

(2) サービス利用者の移行に係る手続きにつきましては、記載のとおりです。

続いて、28ページのサービス利用料金の考え方につきまして、まず、(1)の平成29年度中の移行期間においては、訪問、通所とも、個々の利用者にとって必要な利用方法に応じた算定区分を導入したいと考えています。

①の訪問サービスでは、現在の保険給付では、例として週1回の利用で、1カ月あたり1,168単位といったような包括的な算定しかできませんでしたが、例えば隔週などでの利用が適当だとするケアプランも認め、1回あたりの算定単位を導入したいと考えています。

また、②の通所サービスでは、現在は、要支援2の場合では、週2回を目安とした算定しか認められませんが、週1回の区分を設定しようとするものです。

続いて、(2)30年4月以降の本格実施後は、①訪問サービスにおいては、利用時間の長短に関わらず算定していた方式から、ケアプランによって適切とされた利用時間区分に応じて算定するようにしたいと考えています。

また、②通所サービスでは、機能訓練を重視し4時間未満の短時間で利用する機能訓練型と、おおむね4時間以上の終日で長時間利用する生活指導型との区分に分け利用者にとって必要なサービスをケアプランに反映させ、利用時間に応じた単位算定とすることを検討しています。

なお、(2)本格実施後として示している単位数は、現時点での案であり、今後の介護報酬改定や移行期間中の利用状況等に応じて見直し含め検討していく予定です。

また、移行期間である平成29年度において、人員や施設などの基準を緩和した訪問・通所サービスを試験的に数か所で実施しながら、30年度の本格実施後の導入に向けて検証したいと考えています。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(なし)

湯浅会長

それでは、議題7「現高齢者総合計画の施設整備状況について」及び議題8「次期高齢者総合計画の策定状況について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

天野介護保険課長

現高齢者総合計画の施設整備の状況について、説明します。

資料の29ページをご覧ください。

江別市高齢者総合計画は現在、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間として推進中であり、介護保険施設の整備につきましては、3つの介護サービス施設の整備を予定しています。昨年の当審議会では、平成27年度に実施した2つの地域密着型サービスの業者選定の経過について、報告しているところです。今回は平成28年度に実施しました、残り1施設の介護保険施設整備事業者の選考について、報告します。

- (1) 整備施設は、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームです。1施設、50床の施設です。
- (2) 整備を行う事業者を公募し、「江別市介護保険施設事業者選考委員会」を設置し、公平・公正に施設整備事業者を選考しました。
- (3) 施設整備事業者については、応募が4事業者からあり、選考委員会の審議を経て、昨年7月に整備事業者を社会福祉法人英寿会として選考しました。なお、整備予定地は西野幌92番地の2、同法人が運営している地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護「かつこうの杜」の隣地です。
- (4) 現在、平成29年度末の開設予定に向け、事業者は北海道との協議を進めているところです。

次にその他の施設整備状況ですが、昨年報告をさせていただきました2つの施設のうち、まず、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）につきましては、来月の開設予定であり、工事も大詰めを迎えている状況です。

また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、来年度の3月を開設予定として事前の打ち合わせを進めており、今後はより具体的な協議を進めていくこととなります。

議題7については以上です。

天野介護保険課長

続いて次期高齢者総合計画の策定状況について説明します。

資料の30ページをご覧ください。

まず初めに、1の高齢者総合計画策定の目的と2根拠法令3計画期間について説明します。

本計画は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業に係る保険給付と地域支援事業の実施に関する介護保険事業計画並びに老人福祉法第20条の8に基づく高齢者の総合的な福祉施策の実施に関する高齢者保健福祉計画を併せて策定します。

この計画は、3年ごとに見直しをすることとなっており、今回策定する計画の期間は平成30年度から平成32年度です。

4の計画のポイントですが、まず、地域包括ケアシステムの推進については、これまでも地域包括ケアシステム実現に向けた取り組みを進めているところですが、より一層取り組みの強化を進める必要があることから、データに基づく地域課題の分析を行いながら、高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組みを計画に盛り込むことにしています。

次に、江別市の人口動態等から将来の高齢者人口を推計し、計画期間において高齢者がデイサービスなどの介護保険サービスをどの程度利用されるか推計します。その介護保険サービスの中には、先ほど現高齢者総合計画の施設整備の状況について説明したとおり、施設サービスも含まれています。

介護保険サービス量の推計により保険支出が決まりますと、収入である保険料が決まってくるので、計画期間3ヵ年の保険料を設定します。

今後の計画策定スケジュールの予定ですが、高齢者の実態調査報告書を平成29年3月までに完成させ、9月まで現行の第6期介護保険事業計画及び第7期高齢者保健福祉計画の評価を行うとともに、次期計画についての協議を行っ

てまいります。

9月以降は、計画内容の詳細を協議したうえで、計画骨子を決定し、平成30年1月にパブリックコメントを実施する予定です。最終的に、平成30年3月までに計画案を決定したいと考えています。なお、介護保険法の改正時期などによりスケジュールが変更になることもあります。

以上です。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(なし)

湯浅会長

それでは、議題9「江別市立保育園の整備と運営等に関する計画」の進捗状況について、議題10「待機児童解消対策について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

阿部子ども育成課長

議題9及び10について一括で説明します。

まず議題9、「江別市立保育園の整備と運営等に関する計画」(保育計画)の進捗状況につきまして、資料31ページをご覧ください。

上段が計画策定時の年次計画表、下段がこれまでの整備の状況を含めた年次計画表ですが、下段をご覧ください。

平成22年10月に策定した保育計画では、段階的に施設整備や運営形態の変更を進めており、昨年2回目の本会議で説明した、3段目の白樺保育園、4段目の若草乳児保育園の統合建替えに関しましては、平成28年11月1日付けで子育て支援センター「ぽろっこ」や地域開放を目的とした「多目的会議スペース」を併設した「よつば保育園」として開所したところです。

よつば保育園は、平成29年4月より定員を20名拡大し、更なる待機児童解消を図るとともに、1歳7か月からの児童を対象に一時預かり事業を開始する予定です。

この結果、計画上残る保育園については、1段目のつくし保育園、2段目の東光保育園、5段目のやよい保育園ですが、現在、つくし保育園、東光保育園の統合準備を進めています。

具体的には、つくし保育園について平成29年4月1日付で、現在同園の運営を担っていただいている学校法人あけぼの学園へ財産（園舎）を無償譲渡するとともに、国の補助金を活用して同学園が平成29年度中に園舎を建て替える予定です。

この結果、南大通りの開通の遅れ等の影響により、当初計画より2年遅れとなりますが、つくし保育園と東光保育園を平成30年4月に保育認定120名の幼保連携型認定こども園として統合し、東光保育園を廃止したいと考えています。

なお、やよい保育園に関しましては、現在のところ具体的な施設整備の予定は立っていない状況にあります。

阿部子ども育成課長

次に議題10、待機児童解消対策について、資料32ページをご覧ください。

今般、社会的問題のひとつとなっている待機児童に関しましては、本市においても0歳～2歳児を中心に年度の途中から発生する状況が続いており、その解消に向け重点的に施策を進めているところです。

1の平成28年度提供体制のうち、2、3号の保育に関する利用定員ですが、表の中段合計（a）欄に記載した数字が、現在の定員数となり、3歳から5歳の2号認定子どもの定員は707人、0歳の3号認定子どもの定員が111人、1歳・2歳の3号認定子どもは402人で合計1220人となっており、えべつ・安心子育てプランにおける提供体制に達していない状況にあります。

待機児童の状況に関しましては、2に記載したとおり、10月1日現在で国定義に基づく待機児童及び潜在的待機児童を含め合計190人となっており、平成27年度からスタートした子ども子育て支援新制度において、求職中の世帯も申請可能となったことなどから増加傾向にあります。

このような状況の中、平成29年度においては、3の①～⑥に記載したとおり、よつば保育園の定員拡大、元江別わかば幼稚園の認定こども園への移行や認定こども園あけぼのの定員拡大に向けた施設整備、ニチイ学館の小規模保育やコープさっぽろの事業所内保育、家庭的保育「きみの家」の開設と合計で129人の定員を拡大する予定です。

この結果、平成29年度の提供体制（利用定員）として、4に記載のとおり、えべつ・安心子育てプランにおける提供体制を比較すると、1・2歳の3号認定子どもは計画に達することとなりますが、2号認定子どもが95人、0歳の3号認定子どもが11人とそれぞれ不足することから、30年度の受け皿拡大

に向け、5に記載した取組を進めていく予定です。

いずれにしても、今後も待機児童等の状況を把握しながら、1人でも多くの人が、安心して子育てができ、働けるような環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

以上です。

湯浅会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

山崎委員

平成22年度当初計画より1.4倍くらいに増加した待機児童の対策としてあらわれているが、備考の合計約830人です。これに書かれていない、おおあさ認定こども園、愛保育園、誠染保育園で330人それを足してさらに資料9で説明のあった129人と59人を合わせても1,350人くらいにしかないのですが、1,408名というのは他にあってあるのですか。

この備考は平成31年度の数値ですよ。1,408人というのは目標値ですか。待機児童の問題は大きな問題ですから。

阿部課長

資料31ページの下段の数値ですが平成29年度は1,349人となっています。資料32ページの項目4の保育の提供体制の2号から3号を足した人数となります。表としては1号認定も入っているので総数は変わってきます。

山崎委員

1,408人というのは1号認定も入れた数ですか。

白石室長

資料32ページの項目4の保育の提供体制の2号と3号の人数744と134と471を足すと1,349人となります。この数字は保育認定となり、前ページ平成29年度の数値と一致しており、この数値に59人を足して、1,408人となります。

山崎委員

流れで見ればわかりました。小規模で120～130人くらい受けてい

るのですが、その方が3歳になった時に受け皿があるのか、心配な面があるのですが、そこについてはどうでしょうか。

白石室長

小規模保育は0歳～2歳と現在の制度上では受け入れとなっておりますが、3歳になった時の受け入れ先をどうするかという、ご質問かと思えます。国においても小規模保育施設の受け入れ年齢を0～2歳のままでいいのかと議論していきまして、場合によっては今後受け入れ年齢を拡大する可能性もございます。現時点での受け入れ年齢は0～2歳となっておりますので、既存の保育施設の調整の中で、市として間に入って受け入れをお願いする場面もあろうかと思えます。

また、現在の制度上経過措置では3歳到達時点で受け入れ先がなければ、引き続き総定員の範囲内の中でその施設で受け入れが可能となっておりますので、様々な制度の状況を把握しながら、市としても十分民間施設と連携しながら対応を検討してまいりたいと思えます。

山崎委員

3歳児で待機児にならないようにお願いします。

湯浅会長

以上で報告事項を終了します。

次に、「3 その他」に入ります。

委員の皆様から何かありませんか。

(委員)

(なし)

湯浅会長

事務局から何かありませんか。

蓮田管理課長

事務局から「その他」の案件として、「今般の社会福祉法の改正に伴う地域協議会」について、事前に説明します。

本日配付しました、お手元の資料をお開き願います。

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成28年3月31日付けで社会福祉法が改正されました。

改正内容の大きな点として、1点目が社会福祉法人制度の改革、2点目が福祉人材の確保の促進です。

このうち、社会福祉法人制度の改革において、財務規律の強化として、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な財産を控除したものを、「社会福祉充実財産」と位置づけしました。

これについては、下の図「再投下対象財産の有効活用について」において記載していますが、図の右側にありますように「再投下対象財産」が生じた法人は「社会福祉充実計画」を策定しなければなりません。

裏面をお開き願います。策定にあたり、再投下対象財産のある法人は、第1順位として社会福祉事業、第2順位として地域公益事業、第3順位として公益事業を順番に検討し、5年計画で再投下財産を既存事業の充実や新たな事業に活用することになりました。

このうち、第2順位の「地域公益事業」を実施する場合は、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないと法律上規定しています。

このため、法人に対して、できるだけ円滑かつ公正に意見聴収が行われるよう、各地域に「地域協議会」を設置することとなり、この地域協議会の実施責任は社会福祉法人を所管する江別市などの所轄庁にあり、江別市は地域協議会が開催できるよう環境整備を図らなければなりません。

なお、地域協議会設立にあたって、新たに会議体を設立する必要はなく、既存の会議体を活用することもできます。

「地域協議会のイメージ」として下の図に記載していますが、当審議会は様々な分野の団体から選出した委員で構成しているため、当審議会を地域審議会の位置づけ・役割を担ってもらえる相応しい会議体と考えています。

よって、当審議会を地域協議会の役割を担ってもらえることについて、委員皆さまの理解・協力をお願いしたく、本日の説明となりました。

なお、地域協議会の運営方法等については不明な点も多いため、今後国からの通知や他市の状況を踏まえ、当審議会の湯浅会長とも相談しながら、地域協議会の運営方法等を検討していきたいと考えています。

以上です。

湯浅会長

地域協議会の所轄庁は江別市です。市から地域協議会の役割を担ってもらいたいという提案です。このことにつきまして、当審議会がその役割を担うことについて異論はありませんか

委員

(異議なしの声)

湯浅会長

その他質問等はありませんか。

全体を通してありませんか。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了とします。

ご協力ありがとうございました。

蓮田管理課長

湯浅会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様にはお忙しいところ、出席いただきありがとうございました。

今後ともよろしく申し上げます。